

「産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令（案）」等
に対する意見募集の結果

令和 8 年 7 月 3 1 日
経 済 産 業 省
経済産業政策局産業創造課

標記について、令和 8 年 6 月 2 2 日から令和 8 年 7 月 2 1 日まで、下記のとおり広く国民の皆さまからの御意見を募集しました結果、本件に関して 16 件の御意見が寄せられました。なお、今回の意見募集の対象とならない内容であったこと等から取り上げていない御意見についても、今後の職務の参考とさせていただきます。

お寄せいただいた御意見の概要及び当該御意見に対する考え方を取りまとめましたので、公表いたします。

貴重な御意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

記

1 意見募集の実施方法

(1) 意見募集期間

令和 8 年 6 月 2 2 日～令和 8 年 7 月 2 1 日

(2) 意見募集の掲載媒体

電子政府の総合窓口（e-Gov）、窓口での配布

(3) 意見提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、郵送、電子メール

2 意見募集の結果

意見提出数 16 件

3 寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

別紙のとおり

以上

御意見の概要と御意見に対する考え方

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	国際経済事情激変事業適応の趣旨には賛同している。一方で、特定国による戦略物資・重要鉱物資源の輸出規制・禁輸措置等も対象事由に明記すべきである。また対応の初動が事業継続を左右するため、申請から認定までの標準処理期間を明示し迅速に審査できる枠組みを設けることと、特定重要物資の指定制度と本制度の連動を求める。	本制度における予見し難い国際経済事情の急激な変化は、事業者が国際経済事情の急激な変動に対応して高付加価値化のための設備投資を行う取組を支援するものです。様々な国際経済事情の激変を広く対象としつつ、認定にあたっては、個別の事業者の業績への影響や今後の取組方針を審査していくことを想定しております。事業者の予見可能性の確保の観点も含め、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
2	政令(案)等によれば、昨年12/26以降に意思決定した設備投資につき新税制の対象にすると記載があるが、昨年12/25以前に意思決定した設備投資も以下＜要件等＞を満たす場合には新税制の対象にすべきと考える。 ＜要件等＞ ・昨年12/25以前に意思決定した設備投資でも、今回の新税制創設を受けて金額を増額した場合にはその増額分につき新税制と対象とする ・増額したとしても投資利益率15%以上の遵守が可能 趣旨としては、より幅広い範囲の設備投資につき新税制を適用いただくことで日本国内の設備投資需要をより一層喚起することができ	大胆な投資促進税制は、大規模かつ高付加価値な国内投資を促進することが目的であり、令和7年12月25日以前に一度意思決定があっても、令和7年12月26日以降に改めて意思決定され、一定の要件を満たした場合には、本税制の適用を認める余地が存在すると考えられるため、今回の省令・告示において、その要件等を整備いたしました。

	と考える。	
3	「経済産業大臣が定める日等を定める告示（案）」によれば、本税制の対象となる投資計画は令和7年12月26日以降に意思決定されたものとされているものと理解している。 他方、本税制については、令和8年度税制改正要望の段階からその創設が広く周知されており、中小企業の間でも制度創設への期待を背景として、成長に向けた設備投資の検討や意思決定が進められてきたところである。 本税制の趣旨である国内投資の促進および生産性向上をより効果的に実現する観点から、令和7年12月25日以前に意思決定された投資についても、例えば、当初計画と比較して投資額が一定程度以上増加している場合や、投資利益率等の要件を満たしている場合には、本税制の適用対象に含めることを検討いただきたい。 こうした措置により、中小企業の成長に向けた前向きな設備投資を一層後押しし、我が国経済の持続的な成長につながることを期待する。	大胆な投資促進税制は、大規模かつ高付加価値な国内投資を促進することが目的であり、令和7年12月25日以前に一度意思決定があっても、令和7年12月26日以降に改めて意思決定され、一定の要件を満たした場合には、本税制の適用を認める余地が存在すると考えられるため、今回の省令・告示において、その要件等を整備いたしました。
4	「生産性向上設備等」の定義について、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第5条第2号の「設備の取得等により増加する営業利益の額」に増収効果だけでなく、歩留まり改善、省人化、エネルギーコスト低減、保守費用低	「設備の取得等により増加する営業利益の額」には、当該設備の取得等による原価低減その他の費用削減を通じた営業利益の増加額も含まれます。 営業利益増加額の合理的な按分・算定方法については、画一的な運用を

	減、不良率低減、供給途絶リスクの低減等による費用削減効果を含めて良いか。 また、複数製品に共用される設備、既存設備の更新投資、品質・安定供給を目的とする投資について、営業利益増加額の合理的な按分・算定方法の例示を示していただきたい。	避けるため、例示しない方向としております。
5	（２）経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令（案）における、「特定生産性向上設備等」の「確認」に関して申請者が経済産業大臣へ提出する書類の『E）申請者が、特定生産性向上設備等の導入に伴い、特定生産性向上設備等の確認を受けた日を含む事業年度以後の各事業年度の設備の導入、研究開発その他の事業の成長発展を図るための事業活動に係る費用の額を売上高で除して得た数を将来増加させていく旨を記載した書類』について、「設備の導入、研究開発その他の事業の成長発展を図るための事業活動に係る費用の額」しなくとも、分母となる売上高が減少することで基準を満たすものも対象となる理解でよいか。	売上高が減少する場合を対象としない旨は特段定めておりません。
6	経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令（案）において、特定の事業を行うことのみを目的に設立されたSPCが、生産性向上設備等を取得し、当該事業が終了した場合には解散することが予定されている事	SPCであることのみをもって本制度の対象外となるものではありませんが、申請者は成長投資を将来増加させていくなどの申請要件を満たす必要がございます。

	業者でも、本制度の対象となるという理解でよいのか。	
7	経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令（案）において、「B）特定生産性向上設備等投資計画に基づく投資による投資利益率の状況」を調査するとあるが、生産性向上設備等の投資利益率が15%を大きく下回る状況が確認された場合、確認の取消しや導入した日を含む事業年度に計算した即時償却（または税額控除）が後から否認されることはあるか。	災害の発生や、取引先の倒産など、事業者の責めに帰すべき事由によらずに、結果的に投資利益率15%を達成できない場合も想定されるところ、事業者の予見可能性を確保する観点から、事後的な実績値が15%を下回ったことのみをもって、直ちに確認が取り消されるものではありません。 一方で、投資計画に虚偽の内容が含まれている場合や、意図的に著しく実態と乖離した投資計画を提出した場合なども想定されるため、まずは投資計画の確認時点でしっかりと審査を行いつつ、設備が事業の用に供される段階で投資計画との照合を実施します。また、必要な場合には、調査を行った上で、必要に応じて評価を行い、その結果を公表することとしています。
8	「経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令（案）」のうち、特定生産性向上設備等に係る確認に関して、確認申請、変更確認、設備導入の証明及び調査を相互に接続し、制度全体として基準及び運用の妥当性を検証できるよう、必要最小限の共通記録項目及び資料間の対応関係を設けることを求める。 - 省令や告示について案文と新旧対照表を公表し、申請様式や提出書類との対応を示してほし	- 特定生産性向上設備等の確認については、申請者の事務負担にも配慮しつつ、制度の適正な運用及び実効性の確保に努めてまいります。 - 省令及び告示の改正内容については、Q&A等を公表し、制度内容の理解促進に努めてまいります。 - 制度運用上必要な範囲において、個別案件の確認や制度の実施状況の把握が可能となるよう、適切な情報管理に努めてまいります。 - 経済産業大臣による調査及び評価については、制度の適正な運用を

い。 ・特定生産性向上設備等投資計画の確認について、確認申請・変更確認・設備導入の証明及び調査で作成される資料について、同一案件であることを確認できる案件識別番号を付してほしい。 ・経済産業大臣が行う調査及び「必要に応じて行う評価」について、個別案件を一律に評価する基準ではなく、「調査対象及び評価対象を選定する一般的な考え方」を公表してほしい。本意見は全案件について恒久的な詳細監査を求めるものではなく、既存の調査権限を用いて、制度全体の有効性を確認できる必要最小限の選定方法及び集計結果を公表することを求めるもの。 ・「事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示（案）」のうち、「予見し難い国際経済事情の急激な変化」の定義について、国際経済事情の急激な変化と、申請事業者の売上高又は売上高営業利益率の低下との関係を確認するため、申請資料又は申請様式に、少なくとも次の項目を設けてほしい。 ・対象とする国際経済事情の変化 ・影響を受けた商品、役務、地域、取引又は資金調達 ・売上高又は営業利益率へ影響した主な経路	確保する観点から必要に応じて実施するものであり、具体的な対象の選定は、制度運用の実態や個別事情等を踏まえ総合的に判断することとしております。このため、あらかじめ、「調査対象及び評価対象を選定する一般的な考え方」は定めないこととしております。 ・国際経済事情激変事業適応計画の認定については、国際経済事情の変化やその影響に関して必要な事項を求めつつ、申請者の事務負担にも配慮して、制度の適正な運用及び実効性の確保に努めてまいります。
---	--

	・国際経済事情以外の主な要因 ・使用した資料及び確認困難な事項	
9	「経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令(案)」のうち、特定生産性向上設備等に係る確認の申請書類や確認基準等に関して、対象設備のサイバーセキュリティ、脆弱性対応、更新提供期間、遠隔保守及びデータ管理についての確認要件が明示されておらず、対象となる製品型番について JC-STAR 等への適合又は同等の客観的評価を確認できない通信・ネットワーク設備であっても、金額及び投資利益率等の要件を満たすことにより、取得価額が即時償却又は税額控除の対象となる可能性がある。 また、サイバーセキュリティ上の適合性が客観的に確認できず、かつ税制優遇によって生じる経済的利益の相当部分が国外事業者に帰属する設備についてまで、国民全体の税負担に関わる即時償却又は税額控除を認めることが、国内産業競争力の強化という制度目的に合致するのか、疑問である。 意見としては、IoT 機器・ソフトウェア等には JC-STAR の有効な適合ラベルや同等以上の客観的セキュリティ評価を要件に追加すべき。申請者に対しては、少なくとも次の事項を申告させるべき。 ・対象設備のメーカー、製品型番及び主な製造国	本制度は、大規模かつ高付加価値な国内投資を促進することが目的とするものであり、制度趣旨に照らして、ご指摘の事項を確認要件とはしていませんが、税制の申請に際し、JC-STAR の活用を推奨・周知してまいります。

	・ JC-STAR その他のセキュリティ適合状況 ・ 国内事業者及び国外事業者への支払見込額 ・ ソフトウェア、保守及びクラウドサービスに係る継続的な国外支払額 ・ 国内調達額及び国内で生み出される付加価値 ・ データの保存・処理国及び遠隔保守の実施国 ・ 脆弱性対応窓口及びセキュリティ更新の提供期間 そのほか、制度適用後には、国内・国外事業者への支払額、国内調達率及び国内付加価値への効果を、企業秘密に配慮した集計形式で公表してほしい。 最後に、対象型番について客観的な安全性を確認できない場合にまで、即時償却又は税額控除を認めることが妥当なのか、政府の見解を明らかにしてほしい。セキュリティ要件及び国内経済への還元を確認する基準を設けないのであれば、その理由、代替となる安全確保策、国外への支払状況を把握する方法及び国内産業への政策効果を検証する方法を具体的に示してほしい。	
10	「経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令（案）」のうち、特定生産性向上設備等に係る確認基準、申請書類、確認後の調査及び公表に関する部分に関して、本制度が我が国	本制度は、大規模かつ高付加価値な国内投資を促進することが目的とするものであり、制度趣旨に照らして、ご指摘の事項を確認要件とはしていませんが、税制の申請に際し、JC-STAR の活用を推奨・周知してま

の産業競争力及び国内成長投資の促進を目的とするのであれば、対象設備が日本国内に設置されることだけでなく、その投資によって生じる経済的利益が、国内企業、国内雇用、国内技術及び国内の保守体制にどの程度残るのかを確認すべき。 また、通信機能又はネットワーク接続機能を有する設備については、税制措置を適用する前提として、製品型番ごとのサイバーセキュリティ適合性を確認すべき。 本税制により創出された需要が、どの国の企業に帰属し、国内経済への波及効果を検証する必要がある。一方で、現在の制度では次の事項がどのように確認されるのか明確でなく、これらを確認しないまま、金額要件と収益性要件だけで税制措置を適用することが、国内産業競争力の強化という制度目的に本当に合致するのか疑問である。 1. 設備代金のうち国内事業者と国外事業者に支払われる金額 2. 国内で生み出される付加価値 3. 国内で行われる設計、製造、設置、保守及び研究開発の割合 4. 海外事業者に支払われる継続的なライセンス料及び保守費用 5. 対象設備のサイバーセキュリティ評価 6. データの保存、処理及び遠隔管理が行われる国 具体的な要望としては、第一に、	います。
--	-------------

	申請時に、対象設備のメーカー名、製品型番、主な製造国、契約相手の所在国及び国内外への支払見込額を申告させること。 第二に、設備導入後に発生する保守費、ソフトウェア利用料、クラウド費用、ライセンス料その他の継続的費用についても、国内事業者と国外事業者への支払額を区分して申告させること。 第三に、国内調達率だけでなく、国内で行われる設計、製造、設置、運用、保守、研究開発及び人材育成を含めた国内付加価値を確認すること。 第四に、通信機器、ネットワーク機器、IoT 機器及び工場制御機器については、対象製品型番ごとに、JC-STAR 又は同等以上のセキュリティ評価への適合状況を確認すること。 第五に、JC-STAR の対象外となる設備についても、脆弱性対応、更新提供期間、遠隔管理、データ保存国及びインシデント対応体制を確認すること。 第六に、制度適用後の国内調達額、国外支払額及び国内付加価値への効果を、企業秘密に配慮しながら、業種別及び設備類型別に集計して公表すること。	
11	経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（案）特定生産性向上設備等の確認基準の基準F「取得等を行おうとする設備が、次のいずれにも該当しないものであるこ	特定生産性向上設備等の確認は、設備を取得等する事業者自らが当該設備を事業の用に供し、生産性向上に資する取組を実施することを前提としております。

	と」について、「貸付の用に供する設備」を対象外とする取扱には理解するが、親会社が取得した設備を子会社へ貸与する場合には、当該設備と親会社の事業の用に供したものとみなし、特定生産性向上設備等の対象とする特例又は解釈指針を整備いただきたい。	このため、取得した設備を他者に貸し付ける場合については、その設備を取得した事業者自身が直接事業の用に供するものとは認められず、貸付先が親会社と子会社の関係にある場合であっても、この考え方に変わりはありません。 また、親子会社間の設備貸与を一律に対象とした場合、設備の使用主体と確認を受ける主体が異なることとなり、制度趣旨との整合性や確認事務の適正な実施の観点から課題が生じると考えられます。 したがって、親会社が取得した設備を子会社へ貸与する場合について特例を設けることはせず、原案のとおりとさせていただきます。
12	経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（案） ・ 特定生産性向上設備等投資計画の確認申請に関する規定（第 A 条） ・ 特定生産性向上設備等投資計画の変更確認申請に関する規定（第 C 条及び第 D 条） ・ 特定生産性向上設備等の導入状況の調査及び証明に関する規定（第 E 条及び第 F 条） において、特定生産性向上設備等投資計画の確認申請時に求められる設備内訳の記載粒度並びに導入後の実績確認における照合単位について、Q&A その他の公表資料において明確化いただきたい。 あわせて、投資計画策定後に生じる設備構成や金額の変更につい	御意見を踏まえ、分かりやすい Q&A 等の整備に努めてまいります。

	て、変更確認申請を要する変更の 範囲を明確化いただきたい。	
--	----------------------------------	--